

処 分 基 準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第13条の 3 第 1 項
処 分 の 概 要	調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、同第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第 5 条第 1 項第 3 号～同第 5 号・同第18号（許可の基準）、同第12条の 3 （報告徴収等）、同第13条の 2 （公務所等への照会）、同第13条の 3 第 1 項
処 分 基 準	当該銃砲等又は刀剣類を用いて危害が引き起こされてしまうおそれがある場合等、一定の欠格事由に該当する疑いがある者に、調査を行う間、これらを保管させておくことが適当ではないと認めるときは、当該銃砲等又は刀剣類の提出を命ずるものとする。 なお、法第 5 条第 1 項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	